交付要綱第15条但書きの概算払の「知事が必要と認めた場合」要件について

【資機材の購入事業】

交付要綱別表第3に掲げる特別対策事業区分の「資機材の購入」は、①事業の着手前に購入し、準備すべきものであり、②一時期に多額の支出を要し、団体等の経済的負担が大きいことから、「資機材の購入」については、次の要件を満たしたものについては、概算払いを行うものとする。

【要件】

- 1 概算払いを求める資機材が、その資機材に係る特別対策事業の実施に当たって購入することが妥当であると認められる物品であること
- 2 補助要綱第15条第2項に定める水源環境保全・再生市民事業支援補助金概 算払請求書(第16号様式)に記載する「概算払を希望する理由」等の内容が妥 当であること
- 3 法令上の許認可や事業実施箇所の地権者の同意などが完了し、当該特別対 策事業の確実な実施が見込まれると認められること

【「資機材の購入」区分以外の事業区分の補助金の概算払いについて】

「資機材の購入」区分以外の事業区分の補助金の概算払いについては、事業区分により事業内容が異なり、同一事業区分内においても補助を必要とする内容や時期が著しく異なっているため、画一的な基準の適用が困難である。したがって「資機材の購入」区分以外の事業区分については、個別に内容の精査・確認を行い、上記、「資機材の購入」にかかる要件に準じ、個別に判断するものとする。